

令和2年4月8日

新型コロナウイルス感染防止への具体的な取り組みについてお知らせいたします。

1 感染防止対策の徹底について〔教職員・生徒〕

- ◎風邪症状〔発熱・咳・鼻水・倦怠感など〕が見られる場合は自宅休養とする
 - ※生徒の場合は保護者からの連絡により出校停止扱いとする
 - ※学校で発熱を確認した際も、保護者に連絡後帰宅させ自宅で休養とする
- ◎生徒へ別紙①「健康観察シート」を配布し自己の健康状態を確認する
- ◎手洗いうがいの励行とマスクの着用〔手作りのマスクでも良い〕
- ◎毎朝HRにて生徒の体調確認を行う
- ◎手指の消毒〔各玄関、3・4階の廊下2ヶ所に消毒液を設置する〕
- ◎換気〔休み時間毎に行う〕
- ◎生徒の座席をできるだけ広めに配置する
- ◎教室や玄関のドアは空けたままにして極力触れないようにする〔移動教室時は施錠する〕
- ◎校舎の消毒を定期的に行う

2 授業等について

- ◎音楽・英語・体育などの教科や e ラーニングや実習、実験などの授業については、人数や場所、時間において工夫をする

3 行事等

- ◎密閉・密集・密接を極力避け、換気も定期的に行う

4 その他

- ◎部活動について
 - 密閉・密集・密接を極力避け、換気も定期的に行い、練習方法や人数、時間、やり方を工夫しながら行う
 - 加盟団体や連盟からの指針等に従い活動する
- ◎寮について
 - 生徒への感染防止策について事前指導を行う
 - 体調不良者が出た際の対応マニュアルを作成し共有する
 - 寮監自身の健康状態についても日報等へ記載し記録を残す
- ◎食堂について
 - 調理場・食堂等の消毒の徹底
 - 調理人の健康記録記入を記録する
- ◎バスの運行について
 - 運転者・搭乗者の健康管理の徹底〔体温測定・健康確認〕
 - 感染防止策としてマスクの着用・会話の禁止・換気・消毒
- ◎来校者につて
 - 職員玄関にて対応し校内へは立ち入り禁止とする〔卒業生含む〕
 - 必要な場合は職員室以外の部屋にて対応する

◎生徒に4日以上発熱症状〔37.5℃〕などが続いた際はご家庭で保健所へ連絡し相談をしてください。

保健所との相談結果は学校へ連絡してください

〔小樽市保健所健康増進課 平日8:50~17:20 22-3110・時間外22-3117〕

◎新型コロナウイルスへの感染が教職員・生徒に確認された場合

該当者は医療機関の指示に従い行動してください

臨時休業等については、学校に何人とか何%等の人数での指針は無く、感染者の活動などをもとに、校内での現在の感染状況や今後の感染の可能性について関係機関と相談の後、総合的に判断し決定します